道央自動車道　ルルマップ川橋
低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

仕　　様　　書

令和８年　１１月

東日本高速道路株式会社
北海道支社　北広島管理事務所

仕様書

１．業務概要

１－１　業務等名　　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

１－２　排出事業者　　東日本高速道路株式会社　北海道支社　北広島管理事務所
　　担当部署　　北広島管理事務所

１－３　履行箇所　　北海道恵庭市西島松　　（搬出元）

１－４　処分予定数量

項目	内容物	数量	単位	備考
ドラム缶 A1	廃塗膜 （ルルマップ川橋）	16,401	kg	200L ドラム缶　73 本（容器重量含む）
ドラム缶 B1	防護服等 （ルルマップ川橋）	5,650	kg	200L ドラム缶 140 本（容器重量含む）
ドラム缶 C1	シート等 （ルルマップ川橋）	719	kg	200L ドラム缶　 5 本（容器重量含む）

１－５　履行期間

契約締結日の翌日から 1140 日間

２．適用範囲

本仕様書は、契約書に基づき、東日本高速道路株式会社 北海道支社（以下、「発注者」という。）が発注する「道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務」の契約の履行に関し、必要な事項を定めるものである。

３．適用する法令等

本業務は、本仕様書による他、次に掲げる法令等を遵守するものとする。

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（２）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
（３）各地方自治体の条例等
（４）その他監督員が必要と認めるもの

４．日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第 1 条第 10 項の規定によるものとするが、履行期間及び契約書第 39 条第 5 項に規定する遅延日数の算定以外の日数の算出に当たっては、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日、5 月 3 日から 5 月 5 日及び夏季休暇（3 日）までの期間の日数は算入しないものとする。

５．監督員

５－１　監督員の権限

契約書第 8 条第 2 項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

（1）契約書第 13 条の規定に基づき行う貸与品の取扱い

（2）契約書第 14 条の規定に基づく業務内容の変更の指示

（3）契約書第 15 条の規定に基づき行う業務の全部又は一部の履行の一時中止の指示

（4）契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき行う臨機の措置の請求

書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

５－２　特別管理産業廃棄物管理責任者

監督員は、特別管理産業廃棄物管理責任者を受注者に通知するものとする。特別管理産業廃棄物管理責任者は、その責任のもと、監督員、主任補助監督員及び補助監督員に、その職務を代行させるものとする。

５－３　主任補助監督員の権限

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は主任補助監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

５－４　補助監督員の権限

監督員は、自己または主任補助監督員を補助させるため補助監督員を定め、自己または主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は補助監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

５－５　提出書類

５－５－１　監督員を経由しない提出書類

本仕様書５－１に規定する「仕様書等に定めるもの」とは、次の書類をいう。

（1）契約書第 10 条第 3 項の規定による監督員に対する措置請求

（2）契約書第 26 条第 1 項の規定による代金の支払に係る請求書

（3）契約書第 28 条第 1 項の規定による第三者による代理受領の承諾願

（4）契約書第 40 条第 2 項の規定による遅延利息の請求書
（5）その他発注者の指定した書類

５－５－２　提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者または監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

５－５－３　業務等費内訳明細書及び工程表

契約書第 3 条に規定する「業務等費内訳明細書」は、業務等費内訳明細書届（様式第１－１号）及び業務等工程表届（様式第１－２号）によるものとする。

６．履行責任者

６－１　履行責任者

契約書第 9 条第 1 項の規定に基づき履行責任者を配置するものとし、履行責任者届（様式第１－３号）を提出するものとする。

６－２　運行管理責任者

履行責任者は、「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省　令和元年）」に基づき、引渡し場所で積み込みを行う際に、特別管理産業廃棄物管理責任者（又は、その代行者である監督員）と立会いを行う運行管理責任者の氏名（様式第１－４号）及び立会い希望日を監督員に通知するものとする。また、運行管理責任者の責任のもと、その職務を代行する代行者を定めた場合は、その氏名及び立合い希望日を監督員に通知するものとする。なお、履行責任者は、運行管理責任者及び、その代行者を兼務できるものとする。

７．打合せ

打合せを行った場合は、受注者はその内容を業務等打合簿（様式第１－５号）により監督員に提出するとともに相互に記載事項について確認しなければならない。なお、打合せに関する費用については、関連する業務に含まれるものとし、別途計上しない。

８．作業日及び作業時間

８－１　作業日

受注者は、夜間、土曜、日曜、祝日(振替休日を含む)は、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

８－２　作業時間

廃棄物引渡し箇所である搬出元での作業時間は昼間（9：00～17：30）を基本とする。なお、運搬、処分場での作業はこの限りではない。

９．関連工事に関する事項

発注者又は他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道央自動車道ルルマップ川橋塗替塗装工事	保管場所の重複	未定	東日本高速道路㈱	未定

１０．業務細部に関する事項

本業務は、塗替塗装工事で発生した廃塗膜（低濃度ＰＣＢを含有）、シート類等を関係法令に従って保管容器毎に収集・積込み・運搬及び処理を行うものである。

１０－１　事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証等の写しを契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があった場合は、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するものとし、変更後の許可証の写しを発注者に提出し契約書に添付するものとする。

【収集・運搬に関する事業範囲】

許可都道府県・政令市	（搬出元） 北海道恵庭市	（搬入先）
許可の有効期限	許可証の写しを契約書に添付	許可証の写しを契約書に添付
事業範囲	許可証の写しを契約書に添付	許可証の写しを契約書に添付
許可の条件	許可証の写しを契約書に添付	許可証の写しを契約書に添付
許可番号	許可証の写しを契約書に添付	許可証の写しを契約書に添付

広域認定を取得している場合は許可証の写しを添付

【処分に関する事業範囲】

許可都道府県・政令市	許可証の写しを契約書に添付
許可の有効期限	許可証の写しを契約書に添付
事業区分	許可証の写しを契約書に添付
産業廃棄物の種類	許可証の写しを契約書に添付
許可の条件	許可証の写しを契約書に添付
許可番号	許可証の写しを契約書に添付

都道府県知事の許可施設の場合は許可証の写しを契約書に添付

１０－２　輸入廃棄物

発注者が、受注者に委託する低濃度ＰＣＢ廃棄物に輸入廃棄物は含まれないものとする。

１０－３　無害化処理の方法、施設の種類、施設の設置場所及び処理能力

発注者から委託された低濃度ＰＣＢ廃棄物を無害化処理する方法、施設の種類、施設の設置場所及び処理能力は事前に様式第２号として発注者に提出したうえで契約書に添付するものとする。

１０－４　最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から受注者に委託された低濃度ＰＣＢ廃棄物の最終処分場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力は事前に様式第 3 号として提出するものとし契約書に添付するものとする。内容に変更が生じた際は、受注者は速やかにその旨を発注者に書面により通知するとともに、変更後の様式第３号と許可証の写しを提出するものとする。

１０－５　収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された低濃度ＰＣＢ廃棄物の積替保管を行ってはならないものとする。

１０－６　適正処理に必要な情報の提供

１）廃棄物の情報

発注者は、低濃度ＰＣＢ廃棄物の適正な処理のために必要な情報について、ＰＣＢ廃棄物データシート（ＷＤＳ）を作成し、あらかじめ書面をもって受注者に提供するものとする。

２）廃棄物の変更通知

発注者は、契約期間中、適正な処理及び事故防止の観点から、ＰＣＢ廃棄物の情報に変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

３）運搬内容について

発注者は、委託するＰＣＢ廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す際は、排出事業者名（保管事業者名）、廃棄物の名称、管理番号、受け渡し予定日及び数量を記載した書類を受注者に提供するものとする。

４）マニフェスト交付

発注者は、委託するＰＣＢ廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は廃棄物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、廃棄物を引き取るものとする。

１０－７　廃棄物の引渡し場所

廃棄物の引渡し場所の名称、地先名及び予定引渡時期は、下表のとおりである。

名称	地先名	発注者より受注者へ 予定引渡時期	摘要
道央自動車道 ルルマップ川橋高架下	北海道恵庭市西島松	令和 10 年 11 月（※）	ドラム缶 A1　36 缶 ドラム缶 B1　70 缶 ドラム缶 C1　 2 缶
		令和 11 年 11 月（※）	ドラム缶 A1　37 缶 ドラム缶 B1　70 缶 ドラム缶 C1　 3 缶

（※）「道央自動車道　ルルマップ川橋塗替塗装工事」によるものであり、詳細な引渡時期は別途通知するものとする。

１０－８　保管内容

廃棄物の保管内容は下表のとおりである

番号	名称	内容物	数量	単位	備考
1	ドラム缶 A1	廃塗膜	16,401	kg	200L ドラム缶 73 缶
2	ドラム缶 B1	防護服等	5,650	kg	200L ドラム缶 140 缶
3	ドラム缶 C1	シート類	719	kg	200L ドラム缶 5 缶

※上表の数量は容器重量を含むものとする。

１０－９　保管状況

廃棄物の保管状況は次表のとおりである。

1）ルルマップ川橋　高架下

番号	単価表の項目	保管状況	摘要
1	ドラム缶 A1	最大１段積み	・積込みのための設備なし ・照明設備なし ・大型車の進入不可 ・高速道路上からの搬出不可 ・上記の他、参考図を確認すること
2	ドラム缶 B1	最大１段積み	
3	ドラム缶 C1	最大１段積み	

１０－１０　収集・積込み・運搬

本仕様書１０－８に示す保管内容ごとに収集・運搬及び処分を行うものとする。

収集・積込み・運搬とは、運搬車両の保管場所への搬入、保管場所での運搬車両への廃棄物の積込み、廃棄物の処分場への運搬、処分場での荷卸しを行うものをいう。

運搬に先立ち本仕様書１０－１２に示す重量測定を行うものとする。

積込みに関して、現地の保管状況、施設に合わせ、第三者及び架空線などとの接触事故防止に配慮し行うものとする。

１０－１１　計画書の提出

受注者は、収集運搬業務着手前に次の各号に掲げる事項を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、計画書の作成に先立ち、監督員と調整の上、事前の現地確認を実施するものとする。なお、監督員は、提出された計画書に著しい不備または明らかな瑕疵がある場合は、受注者に対し修正を求めることができるものとする。計画書の作成、現地確認に係る費用は、関連する項目に含むものとして別途支払いを行わないものとする。

(1) 履行概要
(2) 計画工程表
(3) 履行組織図等
(4) 安全管理
(5) 運搬計画
(6) 処分計画
(7) 履行管理計画
(8) 緊急時の体制及び対応
(9) その他必要事項

１０－１２　廃棄物の重量測定について

廃棄物の重量確認は、搬出前及び処分前に測定するものとする。なお、搬出前重量測定は、監督員

の立会いのうえ測定するものとする。

処分前重量測定は処分場等において、重量を確認するものとする。搬出前確認重量と処分前確認重量に大きな差異がないことを確認後、処分を実施するものとする。

(1) 処分場での廃棄物の重量測定

処分場での重量測定を行う場合はあらかじめ計量法に基づく検定結果等を監督員に提出し承諾の上実施するものとする。

１０－１３　業務完了報告

受注者は発注者から委託された低濃度ＰＣＢ廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書（様式自由）を１カ月毎に作成し、発注者に提出するものとする。ただし、業務完了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票または、電子マニフェストの処分完了報告で代えることができる。

１０－１４　検査

１０－１４－１　完了検査

完了検査は、業務完了報告を月単位で取り纏め、完了届（様式第１－７号）を発注者に提出し、発注者と受注者の双方で業務完了確認を行うものとする。

１０－１４－２　実施業務部分検査

受注者は、部分払の請求に係る実施業務状況の検査を求める場合には，実施業務部分検査願（様式第１－８号）を請求月の７日までに発注者に提出するものとする。

発注者は、受注者から提出された実施業務部分検査願に基づき、受注者が実施した業務を検査し、その結果を実施業務部分認定書により受注者に通知するものとする。

１０－１５　業務の一時停止

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の承諾を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力するものとする。

１０－１６　数量の検測

ドラム缶 A、B、C の数量の検測は処分完了数量（kg）で行うものとする。

１０－１７　支払

ドラム缶 A、B、C の支払は前項の規定に従って検測された数量に対して、それぞれ 1kg 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、運搬車両の保管場所への搬入、保管場所での運搬車両へのドラム缶 A、B、C の積込み、重量測定、処分場

への運搬、処分場での荷卸および処分場での廃棄物処分等（保管容器等を含むものとする）、ドラム缶 A、B、C の業務に要する材料・労力・機械器具等本業務を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
ドラム缶 A1	kg
ドラム缶 B1	kg
ドラム缶 C1	kg

１０－１８　その他

単価について、物価上昇等の理由により、当初契約から運搬費が異なる場合は、別途監督員と協議を行い取り決めるものとする。

１１．廃棄物含有物質に関する事項

廃棄物含有物質に関する詳細は本仕様書１０－６に基づき事前通知するものとする。

１１－１　ＰＣＢ含有量

廃棄物に含まれるＰＣＢの含有量は下表のとおりである。

1）道央自動車道　ルルマップ川橋（上）（道央自動車道　ルルマップ川橋㊤由来）

塗装系	採取日時	計量結果（mg/kg）			塗膜剥離方法
		一般部	特殊部	増塗部	
旧Ａ塗装系	R8.5.29	1.4	-	-	塗膜剥離剤（予定）

2）道央自動車道　ルルマップ川橋（下）（道央自動車道　ルルマップ川橋㊦由来）

塗装系	採取日時	計量結果（mg/kg）			塗膜剥離方法
		一般部	特殊部	増塗部	
旧Ａ塗装系	R8.5.29	0.53	-	-	塗膜剥離剤（予定）

１１－２　重金属含有量

廃棄物に含まれる塗膜の重金属の含有量は下表のとおりである。

1）道央自動車道　ルルマップ川橋（上）（道央自動車道　ルルマップ川橋㊤由来）

塗装系	採取日時	採取箇所	重金属名	値	塗膜剥離方法
旧Ａ塗装系	R8.5.29	一般部	鉛(%)	3.8	塗膜剥離剤（予定）
			六価クロム(%)	0.04	
			コールタール(%)	0.1 未満	

2）道央自動車道　ルルマップ川橋（下）（道央自動車道　ルルマップ川橋㊦由来）

塗装系	採取日時	採取箇所	重金属名	値	塗膜 剥離方法
旧Ａ塗装系	R8.5.29	一般部	鉛(%)	5.4	塗膜剥離剤 （予定）
			六価クロム(%)	0.10	
			コールタール(%)	0.1 未満	

１１－３　その他含有物質等

本仕様書１１－１～１１－２に示す含有量以外に処分等に必要な測定項目がある場合はドラム缶A、B、C の単価にすべて含めるものとする。

１２.補足事項

１２－１　設計図書の変更及び追加について

監督員が、契約書第 14 条の規定に基づく業務等内容の変更または、設計図書の訂正（以下「業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、業務等指示簿（様式第１－６号）によるものとする。

また、下記に示す事項については、関連する設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

(1) 廃棄物処理の数量を変更する場合がある

(2) 処分施設の稼働状況等により履行期間を変更する場合がある

(3) 搬出元における安全確保のため除雪作業を追加する場合がある

(4) 関連工事の進捗状況により、予定引渡時期及び保管場所を変更する場合がある。

１２－２　機密保持

発注者、受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

１２－３　発注者・受注者の責任範囲

(1) 受注者は、発注者から委託された低濃度ＰＣＢ廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(2) 受注者が、(1)の業務過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

(3) 受注者が、(1)の業務過程において受注者又は第三者に損害が発生した場合に、受注者に過失がなく、発注者に過失があった場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

(4) 発注者又は受注者は(1)の業務過程において、発注者、受注者又は第三者に損害が発生した場合で発注者、受注者どちらにも過失がないと考えられる場合には、発注者、受注者が協議をし、

取り決めるものとする。

１２－４　再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された低濃度ＰＣＢ廃棄物の収集、運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

１２－５　義務の譲渡等

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

１２－６　履行期間の変更について

１２－６－１　事前協議

事前協議とは契約書第 14 条の規定に基づく役務の変更において、当該変更が、履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

１２－６－２　事前協議の手続き

監督員は、業務の変更指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7 日以内に異議を申し立てることができる。

１２－６－３　履行期間変更協議の手続き

受注者は、事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第 15 条の規定に基づき業務の一時中止を行ったものについて、契約書第 18 条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更協議書(様式第１－９号)を監督員に提出するものとする。履行期間変更日数について、監督員からの協議書により同意書(様式第１－１１号)を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要ないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

１２－６－４　受注者からの履行期間延長の請求

受注者は、契約書第 16 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに履行期間延長請求書（様式第１－１０号）を監督員に提出するものとする。

１２－７　契約解除した場合の処理されない当該廃棄物の取扱いに関する事項

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、本仕様書に基づいて、発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の責により、発注者が解除した場合

発注者は受注者のもとにある未だ処理していない廃棄物を、発注者の費用をもって当該廃棄物を引き取り、発注者の責任により処理を行うものとする。また、受注者は、発注者からの当該廃棄物の引き取りの請求に対し従わなければならない。

(2) 発注者の責により、受注者が解除した場合

受注者のもとにある未だ処理していない廃棄物を、発注者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

以上

様式第１－１号

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

業務等費内訳明細書届

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

標記について、別途業務等費内訳明細書を提出します。

別添－１

業 務 等 費 内 訳 明 細 書

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

項　　目	単位	数量	単価	金額	摘要
			円	円	

様式第１－２号

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

業　務　等　工　程　表　届

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

標記について、別途業務等工程表を提出します。

別添－２

業 務 等 工 程 表

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

履行期間　自　　年　　月　　日
（１１４０日間）
至　　年　　月　　日

項目	数量	年						摘要
		月	月	月	月	月	月	
全体								

様式第１－３号

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　北海道支社
　支社長　　殿

住　所
会社名
代表者

履　行　責　任　者　届

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

標記について、下記の者を履行責任者としますので、当人の経歴書を添えて届けます。

記

職名
氏名

（注）　経歴書には当人の生年月日、最終学歴、取得資格、職歴、当該業務に関する経歴等を記載すること

様式第１－４号

令和　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住　所
会社名
代表者

運行管理責任者届

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

標記について、下記の者を運行管理責任者とすることを報告します。

記

氏名

様式第１－５号

業務等打合簿

<table>
<tr><td>第　回</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日
打合簿を受領しました。</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日
打合簿を受領しました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発注者
印</td><td>監督員</td><td>主任補助
監督員</td><td>補助
監督員</td><td rowspan="2">受注者
印</td><td>履行
責任者</td><td>担当者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事務所名</td><td colspan="3">東日本高速道路株式会社
北海道支社　北広島管理事務所</td><td>受注者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>業務等名</td><td colspan="3">道央自動車道　ルルマップ川橋
低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務</td><td>打合せ方式</td><td colspan="2">会議　・　電話</td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td>場　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出席者</td><td>発注者側</td><td colspan="2"></td><td>受注者側</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">(内容)</td></tr>
</table>

（注１）　２部作成し、発注者受注者各１部を保有する。

（注２）　内容欄には、下記事項毎に整理して記載すること。

発注者側：請求、通知、協議、回答、承諾

受注者側：請求、報告、申出、質問、協議、提出

（注３）　打合せ簿作成者側の受領表示は、取消し線により削除すること。

様式第１－６号

業務等指示簿

業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

令和　　年　　月　　日

No.

監督員	印	主任補助監督員	印	補助監督員	印
下記のとおり指示する。					
（指示内容）					
以上による請負金額変更協議対象の有無			有　・　無		
以上による履行期間変更協議の対象の有無			有　・　無		
上記の指示書を受領しました。		履行責任者		印	

（注１）２部作成し、発注者、受注者各１部を保有する。

（注２）変更契約の記載について、該当しない場合は取り消し線により削除すること。

様式第１－７号

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

完　了　届

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

標記業務等を完了しましたので、届け出ます。

様式第１－８号

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

実施業務部分（第　回）検査願

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

上記について、次の内容について仕様書のとおり相違なく履行されていることを検査願います。

履行確認月　　令和　　年　　月
履行場所　　北広島管理事務所

項目	内容	実施金額
履行業務		
	計	
	消費税	
	合計	

様式第１－９号

令和　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所
会社名
代表者

履行期間変更協議書

（業務等名）道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

令和　　年　　月　　日付けをもって通知のありました標記について、下記のとおり協議します。

記

１．当初履行期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
２．変更履行期間　　年　　月　　日まで（延長日数　　日）
（注）変更工程表を添付すること

様式第１－１０号

令和　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所
会社名
代表者

履行期間延長請求

（業務等名）道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

標記について、役務請負契約書第 16 条（第 18 条）の規定に基づき下記のとおり履行期間の延長を請求します。

記

１．当初履行期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
２．延長履行期間　　年　　月　　日まで（延長日数　　日）
（注）変更工程表を添付すること

様式第１－１１号

令和　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所
会社名
代表者

○○[注）]同意書

（業務等名）道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

令和　　年　　月　　日付けで協議のありました業務の一時中止に伴う増加費用の負担額[注)]（不可抗力による損害額）については同意します。

以上

注）協議のあった内容を記載すること。

様式第２号

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

無害化処理の方法、施設の種類、施設の設置場所及び処理能力

無害化処理の方法			
無害化処理の用に供する施設の種類			
無害化処理の用に供する施設の設置場所	廃ＰＣＢ等	微量ＰＣＢ汚染絶縁油	kl/日
		微量ＰＣＢ汚染絶縁油(夾雑物等を含むもの)	t/日
		低濃度ＰＣＢ廃油	t/日
無害化処理の用に供する施設の処理能力	ＰＣＢ汚染物	微量ＰＣＢ汚染物	t/日
		汚泥等低濃度ＰＣＢ汚染物	t/日
		廃プラスチック類低濃度ＰＣＢ汚染物	t/日
		金属くず低濃度ＰＣＢ汚染物	t/日
		陶磁器くず等低濃度ＰＣＢ汚染物	t/日

様式第３号

（業務等名）　道央自動車道　ルルマップ川橋低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務

最終処分の場所、方法及び処理能力

最終処分先の番号 許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

^